

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 立法事務費の交付を受ける会派に関する改正

立法事務費の交付を受ける会派について、政治資金規正法第六条第一項の規定による届出のあった政治団体に議院におけるその所属議員が一人の場合を会派に含むものとする部分を削ること。

(第一条第一項関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行すること。

(附則関係)

◎国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭和二十八年法律第五十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 前項の立法事務費は、議員に対しては交付しないものとする。</p>	<p>2 〔同上〕</p>